

*****+*****+*****+*****+*****+*****+*****

憲法しんぶん 速報版

発行 憲法改悪阻止各界連絡会議（憲法会議）

Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp

TEL03-3261-9007
FAX03-3261-5453

2025年12月25日(木)

NO. 1642号

本号3頁

第219回臨時国会での改憲策動 その2

緊急事態条項創設の条文化に着手したいと自民・維新、立憲明確に反対

臨時国会での衆院・参院憲法審査会の審議を報告します。

◆衆院憲法審査会

○11月20日 枝野前会長ら審査会メンバーが英国やドイツなどを9月に訪問した偽情報対策に関する海外調査内容を報告。その報告を受けて、与野党は偽情報やフェイクニュース対策、外国勢力介入対策などを巡り議論。自民、立憲両党は、表現の自由に配慮した上で、プラットフォーム事業者への規制強化を検討する必要性に言及しました。偽情報などが選挙や憲法改正国民投票に影響を与えるのを防ぐため、SNSなどを運営するプラットフォーム事業者に対する規制強化が必要だととの声が与野党から相次ぎました。

共産党赤嶺議員は、偽情報対策は表現の自由など国民の基本的人権にかかわる問題であり「改憲のための国民投票法ありきでフェイクニュース対策を議論すれば、誤った方向に向かいいかねない」と強調しました。

○12月4日 衆院憲法審査会、今後の議論の方向性について自由討議。自民党は議員任期延長を含む緊急事態条項の創設に向け、来年の通常国会で条文化に着手したいと提案。維新の会は条文起草委員会を設置し、9条改正に向けた改憲原案の作成を進めるべきだと強調。これに対し立憲民主党は、起草委の設置は認められないと明言しました。

自民の船田元氏は、衆参も含めた各党合意を取り付けながらの条文化を主張。立民が主張する衆院の解散権の制約などを議論するため、起草委員会の設置も求めました。維新の馬場伸幸氏も、厳しさを増す安全保障環境に対応するため「喫緊の課題である9条を巡る議論を加速させるべきだ」と語った。立民の山花郁夫氏は「東日本大震災のようなケースでも8割強の地域は選挙の執行が可能だった」などと議員任期延長の必要性を認めず、条文起草委員会の設置に反対した。また、立憲の五十嵐えり氏は「70日限定説や緊急集会権能限定説等完全に崩壊」と指摘しました。

◆参院憲法審査会

○11月26日 維新の会は連立合意文書の「条文起草委員会」常設を求めるものの、自民からは声上がらず 今国会初の参院憲法審査会が26日に開かれ、各党が「憲法に対する考え方」について意見表明。自民党と維新の会が連立政権合意書に盛り込んだ

「条文起草委員会」の憲法審査会への常設をめぐっては、維新の片山大

介氏は「憲法審査会の下で条文起草委を設置することを提案させていただきたい」と訴えました。それに対し、自民側から条文起草委設置を精力的に呼びかける声は上がりませんでした。自民党の中西祐介氏は起草委設置には触れず、緊急事態条項や自衛隊明記、合区解消を課題に挙げました。

立憲の吉田忠智氏は「条文起草委の設置など断じて許されようがない」と反対論を展開。衆院の自民が緊急時に国会議員の任期延長を可能とする憲法改正を目指しているのに対し、参院の自民は慎重姿勢を堅持しているとして「敬意を表する」と持ち上げる場面もありました。

○参政党が初めて発言



参政党の安達悠司氏は現行憲法が占領下で制定されたことなどを問題視したうえで、「部分的な修正ではなく、前文から日本人が自分たちで考えて一から作り直す必要がある」と訴えました。参政党は、「なぜ創憲なのかを御説明します」と発言。一つは、まず日本国憲法の制定過程に問題があるからです。日本国憲法は、御存じのように、昭和21年11月3日に連合国軍総司令部、GHQの作った草案に基づいて、主権が制限されている状態の中、占領下で制定されたものであり、国民の自由な意思に基づいて作られたものではありません。また、二つ目として、日本の伝統や文化など、日本固有の価値観や考え方方がほとんど取り入れられておらず、GHQによる占領下で言論統制の下つくられた歴史認識に基づいています。三つ目に、日本国憲法には、外国の侵略から国を守ると、こういった仕組みが備わっていない。当時の時代背景があることは承知しているが、日本の憲法がいまだに占領時代に外国の草案に基づいて作られたままでいるというのはおかしい。だから、参政党は日本国憲法を部分的な修正ではなく、根本的に、前文からもう一度日本人が自分たちで考えて、一から作り直す必要があると考えております、と述べました。

「70日限定説や緊急集会権能限定説等完全に崩壊」と指摘 立憲五十嵐氏

立憲五十嵐えり氏は、「70日限定説や緊急集会権能限定説等完全に崩壊」と指摘しました。この指摘発言が、この間の緊急時代条項創設・議員任期延長改憲の審議経過を明確に示しています。

以下、五十嵐氏の発言

議員任期延長の憲法改正は、かつては衆議院の任期満了時には緊急集会が開けないからという理由に始まり、その後、解釈上、任期満了時にも開催できることが可能であるということが明らかになると、今度は、緊急集会の活動期間が憲法五十四条一項の70日に限られるという70限定説や、緊急集会の権能は極めて制限されるという権能限界説などが理由にされてきました。

しかし、昨年の8月7日、自民党の憲法改正実現本部ワーキングチームは、衆参で意見が分かれていた議員任期延長改憲について、70日間を緊急集会の活動期間として厳格に限定するものではないということと、緊急集会は原則として国会の権能の全てに及び、権利行使の範囲は緊急性の要件を満たすかで判断されるべきということを取りまとめています。

6月12日の衆議院憲法審査会でも、先ほど来、この検討課題というメモを幹事会で配付されたということが各委員からも発言がありましたけれども、その後の審査会で自民党の船田筆頭幹事が緊急集会の活動期間は70日に必ずしも縛られないと明言しておりますし、そもそもその前の段階の、幹事会で配付されたこのメモのところの選挙困難事態の認定というところで、先ほど来議論がありますけれども、広範性と長期性という要件がありますけれども、70日限定説を否定するということはこの長期性の要件を否定するということでもありますので、いずれにせよ70日限定説というのは認められないということを自民党の方からも発言がございます。

権能限定説についても、参議院の憲法審査会でも自民党の佐藤筆頭幹事の質問に対して参議院の法制局長が、緊急集会は国会の権能を代行するものであり、その権能は広く国会の権能に及ぶとし、予算や条約など衆議院の優越事項がその権能の制約に当たるということはないということを答弁されております。既に参議院の憲法では、憲法改正をしないことを前提に、参議院の緊急集会を万全に機能させるための課題への対応などが議論されております。

つまり、これまでの国会を経て、議論の中で、緊急集会の憲法改正の論拠は完全にないということがこれまでの議論の中でもう既に結論が出たものというふうに認識しております。それにもかかわらず、なぜ自民と維新は何事もなかったかのように緊急事態条項の条文起草委員会の設置を求めているのでしょうか。

70日限定説や緊急集会権能限定説などが完全に崩壊している今、任期延長改憲の理由がないということがこれまでの結論として明らかになったはずです。まずこのことを明確にしておきたいと思います。以上

◇傍聴していて、五十嵐議員の発言が、この間の憲法審査会の審議経過を正しくまとめていると感じました。改憲派は「5会派では意見がまとまっている。だから、条文案起草委員会の設置を」と

繰り返し発言しますが、現状は各党内でも参院と衆院で意見の違いがあり、まとまっていません。それなのに、「改憲発議を急げ」「条文案を策定せよ」と急がせる姿に呆れ果てています。

維新「国保逃れ」疑惑 議員 4 名認め理事辞任、全議員調査へ

フリーランスが一般社団法人経由で社会保険に加入して保険料を抑える手法で、なんと日本維新的会の議員が実際に利用していたことが確認されました。党は全所属議員・首長を対象に調査を開始し、12月26日には結果を取りまとめる方針です。

12月10日、大阪府議会で自民党の占部走馬府議がこの問題を取り上げました。一般社団法人を使って国保から社保へ切り替え、保険料を抑える脱法的手口が横行していること。そして、その法人の理事に維新議員と同姓同名の人物が複数いることを指摘したのです。

12月16日には参院総務委員会で国民民主党の足立康史議員も追及。問題の法人名、維新の衆議院議員の元公設秘書が代表理事を務めていること、理事に維新議員5人の名前があることを自身のXで実名公開しました。

12月17日、日本維新的会の吉村洋文代表（大阪府知事）が記者会見を開きました。兵庫県内の地方議員4人が問題の一般社団法人の理事に就任していたと確認したとの報告。内訳は兵庫県議2人、神戸市議1人、尼崎市議1人。神戸新聞の取材に対し、4人とも本人と認めています。問題が取り沙汰されたため、すでに法人の理事を辞任したことです。

議員の一人はこう説明しました。「勉強会に参加するなど人脈づくりのために入った。月2回アンケートに答えていた。会費として月数万円を支払い、報酬1万円程度を受け取っていた。国保の支払い逃れの認識は全くなかった」と。ただ、月数万円の会費を払って1万円程度の報酬を受け取っています。この構造自体が保険料削減を目的としたスキームそのものです。「認識がなかった」という弁明、一般常識で考えれば無理があります。

半年で、理事 700 人超に急増していた

12月15日時点の登記簿によると、この法人には700人を超える理事がいます。しんぶん赤旗日曜版が入手した説明資料には、表紙に「コスト削減の提案」と記載。31ページにわたって詳しく説明されていたとのことです。

資料では「国民健康保険加入者を社会保険適用者に切り替える」方法を提案し、「皆様の社会保険料負担額を最低水準に落とすことが可能」としています。明らかに保険料削減が目的でしょう。

ある議員の証言によると、当初は弁護士や司法書士、税理士などが理事にいたものの人数は遥かに少なかった。この半年から1年で急激に増えたといいます。実際、今年1月1日以降に就任した理事は660人中約350人。半数近くを占めています。

占部府議によると、勧誘を受けた人が「違法では？」と尋ねたところ、勧誘者は「維新的会の議員も多く利用しているので問題ない」と答えたそうです。維新議員の名前が信頼の根拠として悪用されていた可能性があります。占部氏はそう指摘しました。

日本維新的会は12月20日、「脱法スキームだと認められるのであれば問題だ」として全所属議員と首長を対象に調査すると発表しました。吉村代表は「幹事長に事実関係の調査を指示している」と述べ、処分について聞かれると「まずは事実関係の把握から」と回答。12月26日にも結果を取りまとめたいとしています。

お金に汚い維新 いくつも..

維新はこのところスキャンダルが続いています。藤田文武共同代表が公設秘書の経営する会社に約2100万円を発注し「税金還流」と指摘された件。奥下剛光衆院議員と青島健太参院議員が政治資金をキャバクラなどで支出していた件。そして今回の「国保逃れ」疑惑です。